

クルマの税、10月から大きく変わります！

(自家用乗用車に限る)



CHECK! ①

全排気量では初！
新車の自動車税が**毎年減税（恒久減税）**

- ✓ 10月以降に購入する新車より、**毎年の自動車税が恒久減税**
- ✓ 2,000cc以下のコンパクトカーを重点的に引き下げ、これらの区分では**10～15%の毎年減税**
- ✓ 全排気量で自動車税が引き下げられるのは、**1950年の制度創設以来初めて**

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超 1,500cc以下	1,500cc超 2,000cc以下	2,000cc超 2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円
	29,500円⇒25,000円	34,500円⇒30,500円	39,500円⇒36,000円		

CHECK! ②

自動車取得税が廃止！
導入される**環境性能割**は**燃費がいい車ほど税が軽減**。加えて、**1年間**は▲1%分軽減

- ✓ 消費税率引き上げ時に**自動車取得税が廃止**。導入される購入時の税（環境性能割）は、**燃費がいい車ほど軽減**
- ✓ 加えて、環境性能割の税率から**1年間は1%分軽減**

自動車取得税 (登録3%、軽2%) → 環境性能割へ (10月以降) (登録0～3%、軽0～2%)

環境性能に応じて課税される

環境性能割の税率 (10月1日～2020年9月30日の1年間は▲1%分軽減)

登録車	税率	臨時的軽減
	非課税	非課税
1.0%	非課税	
2.0%	1.0%	
3.0%	2.0%	

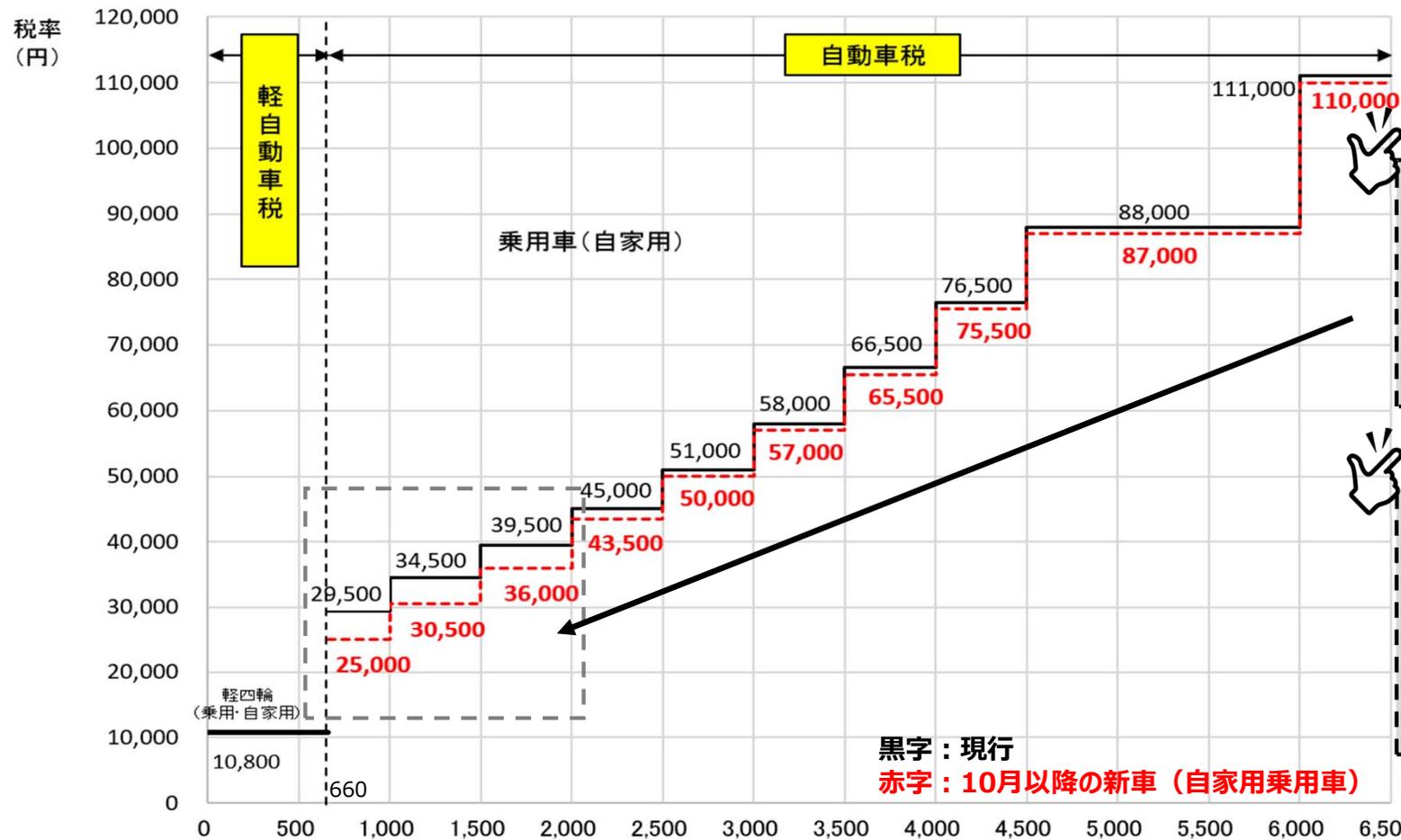
軽自動車	税率	臨時的軽減
	非課税	非課税
1.0%	非課税	
2.0%	1.0%	

大きく変わる、クルマの税。10月から

CHECK! ①

全排気量では初！ 新車の自動車税が**毎年減税（恒久減税）**

排気量毎の税額一覧



✓ 多くの自動車ユーザーの負担を軽減するため、登録車販売の約9割を占める2,000cc以下を重点的に引き下げ

✓ 2,000cc以下では**毎年10~15%程度**の減税

✓ 時限措置ではなく、**恒久措置**として、**毎年の保有負担を軽減**

例えば、1,000cc以下の車を8年間保有した場合 (29,500円⇒**25,000円/年**)

▲4,500円×8年=

▲36,000円の保有負担を軽減

黒字：現行
赤字：10月以降の新車（自家用乗用車）

総排気量 (cc)

税率区分	660cc超1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500	▲4,000	▲3,500	▲1,500	▲1,000

大きく変わる、クルマの税。10月から

CHECK!  ②-1

自動車取得税が廃止！導入される環境性能割は燃費がいい車ほど税が軽減。加えて、1年間は▲1%分軽減

自動車取得税⇒環境性能割でどう変わる？

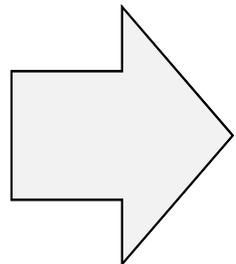
- ✓ 「自動車取得税」とは、自動車の購入時に取得価額に対し課税される税金です。税率は登録車は3%、軽自動車は2%です。（エコカー減税による軽減措置あり）
- ✓ 消費税率引き上げ時の10月に廃止され、新たに「環境性能割」という購入時の税が導入されます。
- ✓ 「環境性能割」は、環境性能に応じて、登録車は0～3%、軽自動車は0～2%課税されます。つまり、燃費のいい車ほど税が軽減される仕組みで、例えば電気自動車は非課税（0%）です。

自動車取得税
(～9月末まで)

【登録車】 3%

【軽自動車】 2%

環境性能に応じた課税へ



環境性能割
(10月以降)

0～3%
0～2%

燃費のいい車ほど税が軽減
例えば・
電気自動車などの次世代車や特に燃費のいい車は非課税（0%）



※上記税率にエコカー減税による軽減措置あり

大きく変わる、クルマの税。10月から

CHECK! ②-2

**自動車取得税が廃止！導入される環境性能割は燃費
がいい車ほど税が軽減。加えて、1年間は▲1%分軽減**

環境性能割の税率はどうなる？

- ✓ エコカー減税適用後の自動車取得税の税率より、「**環境性能割**」の方が**税が軽減される車も多くあります**。また、**環境性能が高い電気自動車等の非課税はしっかりと維持**されます。
- ✓ 加えて、消費税率引き上げによる需要平準化等のため、**10月以降1年間は環境性能割の税率から1%分軽減**します。

※電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

**10月1日～2020年9月30日は
基本税率から▲1%分軽減**

登録車	2019年4月1日～9月30日 (自動車取得税)		2019年10月1日～2021年3月31日 (環境性能割)		軽自動車	2019年4月1日～9月30日 (自動車取得税)		2019年10月1日～2021年3月31日 (環境性能割)	
	エコカー減税適用後税率		赤字は時限的軽減 (～2020年9月30まで)			エコカー減税適用後税率		赤字は時限的軽減 (～2020年9月30まで)	
電気自動車等 (※)	非課税	0%		0%	電気自動車等 (※)	非課税	0%		0%
2020年度燃費基準 + 40%達成車	非課税	0%		0%	2020年度燃費基準 + 40%達成車	非課税	0%		0%
2020年度燃費基準 + 30%達成車	-50%	1.5%		0%	2020年度燃費基準 + 30%達成車	-50%	1.0%		0%
2020年度燃費基準 + 20%達成車	-50%	1.5%		0%	2020年度燃費基準 + 20%達成車	-50%	1.0%		0%
2020年度燃費基準 + 10%達成車	-25%	2.25%		1% ⇒ 0%	2020年度燃費基準 + 10%達成車	-25%	1.5%		0%
2020年度燃費基準達成車	-20%	2.4%		2% ⇒ 1%	2020年度燃費基準達成車	-20%	1.6%		1% ⇒ 0%
上記以外の自動車	—	3%		3% ⇒ 2%	上記以外の自動車	—	2%		2% ⇒ 1%

環境性能が高い車の非課税はしっかりと維持

自動車取得税と比べ軽減

大きく変わる、クルマの税。10月から

(注1) 自家用乗用車の場合（消費税を除く）

(注2) 初度登録/検査年月からの期間等によって税額が変わる場合があります。

参考 自動車の税って何があるの？



課税時期	登録車	自動車取得税	軽自動車
購入時	<p>取得価額 × 3%</p> <p>取得価額 × 0 ~ 3%</p>	<p>自動車取得税 (～9月まで) 【都道府県税】</p> <p>環境性能に応じた課税へ</p>	<p>エコカー減税 取得価額 × 2%</p> <p>【ポイント①】 10月～2020年9月末までは 基本税率から▲1%軽減</p> <p>取得価額 × 0 ~ 2%</p>
+ 新規登録時	<p>車両重量 (0.5t毎/年) に応じて</p> <p>2,500円 (エコカー) 4,100円 (非エコカー)</p> <p>例) 1.5tのエコカーの場合 2,500円 × 3 = 7,500円/年</p>	<p>自動車重量税 【国税】</p>	<p>エコカー減税</p> <p>定額 (年) 2,500円 (エコカー) 3,300円 (非エコカー)</p>
毎年	<p>排気量に応じて</p> <p>29,500円 (1000cc以下) ~ 111,000円 (6500cc以上)</p> <p>【ポイント②】 10月以降の新車より恒久減税 例) 1,000cc以下の場合 29,500円 ⇒ 25,000円 (▲4,500円)</p>	<p>自動車税 【都道府県税】</p>	<p>グリーン化特例</p> <p>軽自動車税 【市町村税】</p> <p>定額 (年) 10,800円</p>